

生駒市規則第 2 1 号

生駒市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 5 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市子ども医療費助成条例施行規則（平成 1 7 年 7 月生駒市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書」を「乳幼児・子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書」に、「乳幼児に」を「子どもに」に改める。

第 4 条第 1 項中「乳幼児医療費受給資格証（様式第 2 号。以下「受給資格証」という。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる受給資格証」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療費の助成の対象となる子どもが、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者である場合 乳幼児医療費受給資格証（様式第 2 号）
- (2) 医療費の助成の対象となる子どもが、6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者である場合 子ども医療費受給資格証（様式第 3 号）

第 4 条第 2 項中「受給資格証」を「同項に規定する乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下これらを「受給資格証」という。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「（条例第 1 条の 2 第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「乳幼児（条例第 1 条の 2 第 2 項に規定する乳幼児

をいう。以下同じ。)に係る医療費の助成にあつては乳幼児医療費助成金交付請求書(様式第3号)を、乳幼児以外の子どもに係る医療費の助成にあつては」を削る。

第6条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第7条第1項中「乳幼児医療費受給資格証再交付申請書」を「乳幼児・子ども医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

第8条第1項第1号から第3号までの規定中「乳幼児」を「子ども」に改める。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

乳幼児医療費受給資格証								
公費負担者番号								
受給者番号								
乳 幼 児	住 所							
	氏 名							
	生年月日							
有 効 期 間		年 月 日 から						
		年 月 日 まで						
発 行 機 関 名		奈良県						
及 び 印		生駒市長					印	
交 付 年 月 日								
(注) 奈良県外で診療を受けた場合は、領収書を添えて市長へ申請してください。								

様式第3号 (第4条関係)

子ども医療費受給資格証								
公費負担者番号								
受給者番号								
子 ど も	住 所							
	氏 名							
	生年月日							
有 効 期 間		年 月 日 から						
		年 月 日 まで						
発 行 機 関 名 及 び 印		奈良県 生駒市長 印						
交 付 年 月 日								
(注) 奈良県外で診療を受けた場合は、領収書を添えて市長へ申請してください。								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市子ども医療費助成条例施行規則第4条第1項の規定により交付されている乳幼児医療費受給資格証は、改正後の生駒市子ども医療費助成条例施行規則第4条第1項の規定により交付された同項第1号の乳幼児医療費受給資格証とみなす。